

①新居浜市緊急地域雇用維持助成金

②新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金

+ 下記の方が対象になります！

- ✓ 国の雇用調整助成金の支給決定を受けた方
- ✓ 市内に本店を有する法人又は住所を有する個人
- ✓ 市税を完納している方
- ✓ (①の場合) 愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急地域雇用維持助成金の支給決定を受けた方
- ✓ (②の場合) 雇用調整助成金の申請に当たり、申請書類の作成を社会保険労務士に依頼した方

①新居浜市緊急地域雇用維持助成金

補助率:愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急地域雇用維持助成金の支給額(国の雇用調整助成金の18分の1)
補助金額:上限100万円(上限まで複数回申請可能)

②申請等手数料補助金

補助率:社会保険労務士に支払った費用の10分の10
補助金額:上限20万円(上限まで複数回申請可能)

申請方法及び申請書類の入手方法

- ・申請書類に必要書類(チラシ裏面に記載)を添えて、下記まで郵送してください。
- ・申請書類は新居浜市HPからダウンロードもしくは下記に問合せください。

申請先&
お問い合わせ

〒792-8585 新居浜市一宮町1-5-1
新居浜市役所 産業振興課内

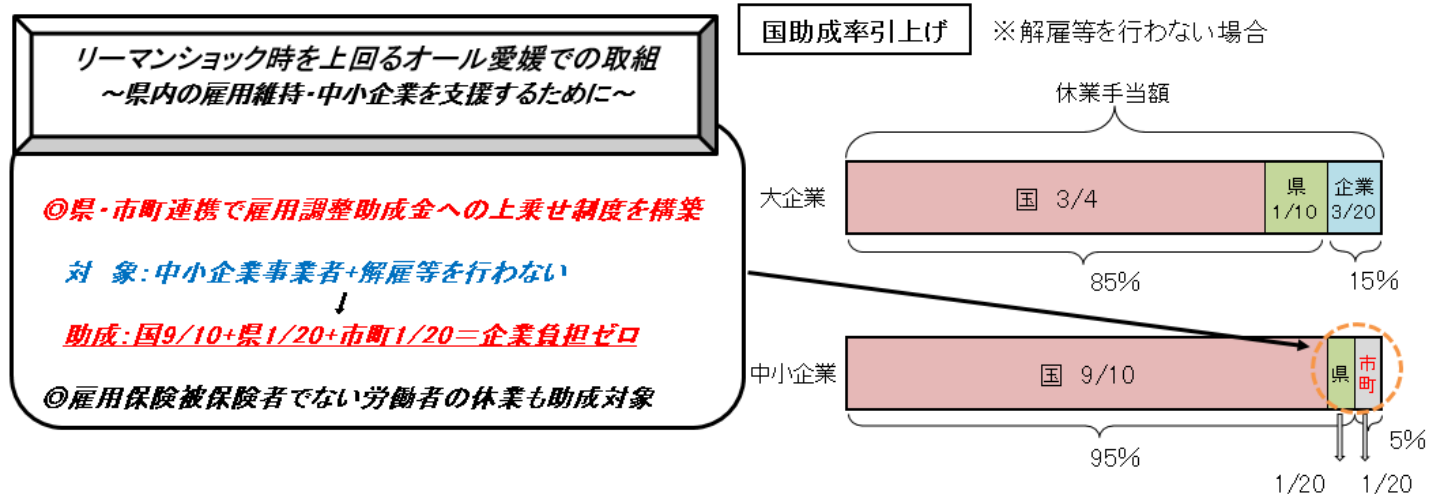
【緊急経済対策グループ】65-1584 【直通】

Hello!
NEW

新居浜

①新居浜市緊急地域雇用維持助成金とは？

新居浜市と愛媛県が連携し、休業補償の経費を実質的に負担ゼロを実現します。



※従業員の解雇等により、補助率10分の9の雇用調整助成金の支給対象でない場合は、本制度は対象外となります。

②新居浜市雇用調整助成金申請等手数料補助金とは？

雇用調整助成金の申請に際し、社会保険労務士に、申請書類の作成等を依頼した場合に係る経費を最大20万円(補助率:10分の10)補助します。

新居浜
独自

【対象経費】

社会保険労務士に支払った下記の経費

- 愛媛労働局へ提出する雇用調整助成金等の申請書類の作成等に要する経費
- 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費

必要書類、申請期限は？

【両制度共通】

- ・国の雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- ・雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し

先に、国・県の助成金支給決定を受けてください。

【①新居浜市緊急地域雇用維持助成金の申請】

- ・愛媛県新型コロナウイルス感染症緊急地域雇用維持助成金の支給決定通知書

(申請期限) 愛媛県の雇用維持助成金の支給決定日から60日以内に申請。

【②申請等手数料補助金の申請】

- ・社労士と締結した雇用調整助成金等の申請等に係る契約を証するものの写し
- ・社労士への支払いが確認できるもの(請求書、領収書、通帳の写し等)

(申請期限) 社労士への支払い完了日から60日以内に申請。